

## 複合サービス会員の二次被害

「ホテルを格安で利用できる」「ブランド品が割引きになる」などの特典をうたう会員権契約で一度被害に遭った人が再び別の被害に遭うという、「複合サービス会員の二次被害」に関する相談が20～30歳代を中心に寄せられています。

### 【事例1 30歳代・男性・士別市】

2004年ネットで知り合った女性とファーストフード店で会い、複合サービスの会員制クラブの契約をした。月額3,150円の会費と約40万円のDVDを申し込んだ。DVDのローンの支払いが終了した時、電話で退会希望を伝え、その後脱会証明書が届いた記憶がある。しかし、先週退会処理がされていないと、75,600円の請求書が届いた。

### 【事例2 20歳代・男性】

6年前に絵画とサービス会員の契約をしたことがあるが、別の業者から「会員サービスを一度も利用していないので、違約金を支払うように」と電話で呼び出され、業者の所在地近くの飲食店で会った。業者は、「75歳までの生涯契約であり、今まで一度も利用がなく違約金として73万円支払え」と言う。

### 【ひとこと助言】

- 以前の契約を解約しているにもかかわらず、「未納代金がある」「解約手続きがされていない」などと言って高額な代金を請求する例があります。【事例1】では、当センターから業者に連絡し、過去に退会連絡をしている経過を説明すると、「会員カードの返却がないことから退会処理の作業がされていなかった」と返答され、請求書の破棄と改めて脱会証明書を発行すると伝えられました。
- 会員契約をしたことがない人に対しても「会費が未納になっている」という架空請求が届くケースもあります。虚偽の説明が横行しているので、過去の契約書が残っている場合は、お金を支払う前に確認し根拠のない架空請求には応じないようにしましょう。
- この商法の悪質性は消費者の記憶があいまいな点を狙っていることです。業者は様々な口実を用いて消費者を誘い出し、新たな契約を結ばせようとします。【事例2】は、別業者が消費者を呼び出し事実ではない説明をして不安にさせ支払い請求をしています。突然この種の連絡があったら、業者の話を鵜呑みにせず、消費者からは連絡をしないようにしましょう。不安に思ったりトラブルになったら、下記消費生活センターにご相談ください。

**消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820**

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用  
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分【土・日・祝日・年末年始は除く】

